

加 監 公 表 第 1 号

令 和 6 年 2 月 8 日

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 山 本 賢 吾

加古川市監査委員 谷 真 康

## 監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和5年12月13日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 1 請求人

(住所・氏名 省略)

## 2 請求の受理

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年12月13日付けで受理した。

## 3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 令和5年度分のA会館に係る普通財産貸付契約（以下「本件貸付契約」という。）について

加古川市（以下「市」という。）は、A会館運営協議会（以下「A運営協議会」という。）と本件貸付契約を締結し、普通財産であるA会館をA運営協議会に貸し付けることとしている。本件貸付契約に係る契約書（以下「本件貸付契約書」という。）第4条において、貸付料は無償とすると規定している。また、使用目的については、本件貸付契約書第2条において、A運営協議会は、貸付物件を地区集会所の用に供するものとするとして規定され、第5条第3号において、この物件を第2条の目的以外に使用しないことと規定されている。

しかしながら、A運営協議会はA会館を〔甲〕の会員制のクラブである〔甲〕スポーツにヨガ教室等として貸し出している。A運営協議会に問い合わせたところ、A会館は営利目的では貸し出していないとのことであったが、〔甲〕は、出資金を拠出した組合員に利益を分配していることから、営利団体である。営利団体である〔甲〕がA会館において事業を行うことは、公共用、公益事業に当たるとは思われない。

また、特定の個人が、毎週金曜日の夜に空手教室を開催して収益事業を行っているが、入会金を支払って正会員になった人は、正会員にならずにその都度、教室に参加する人よりも安い会費で参加できる金額設定になっている。教室に参加する一部の人を優遇することで会員数を増やし、特定の個人の収入が増えることは問題で

ある。

さらに、A運営協議会は、年間を通じて事業を行う特定の事業者等に対してA会館を優先的に貸し出しており、一時的な使用を希望する地域住民は断っている。地域住民には地区集会所を公平に使用する権利が与えられるべきであるが、A運営協議会の貸館業務は公平性がなく、一部の事業者等が既得権を有していると思われる。

以上のことから、A会館を地区集会所の用に供しておらず、契約違反である。

(2) 令和5年度分のA会館運営協議会負担金（以下「A負担金」という。）、B会館運営協議会負担金（以下「B負担金」という。）及びC会館運営協議会負担金（以下「C負担金」という。）について

ア 市は、A会館の管理に関し、A運営協議会と覚書（以下「A覚書」という。）を締結しており、A負担金として、年額1,690,000円をA運営協議会に支出している。1,690,000円もの税金を投じているが、その恩恵を受けるのが、営利を目的とした事業者等であることは疑問である。〔甲〕スポーツが実施するヨガ教室は、〔甲〕の組合員以外は参加できず、教室に通うためには〔甲〕に出資金を拠出し、組合員になる必要があるため、市がA負担金を支出することにより、〔甲〕の組合員になることを薦めているとも考えられる。

また、前述のとおり、A運営協議会はA会館を地区集会所の用に供していないことから、市がA運営協議会にA負担金を支出することは問題である。

イ 市は、B会館の管理に関し、B会館運営協議会（以下「B運営協議会」という。）と覚書（以下「B覚書」という。）を締結しており、B負担金として、年額1,690,000円をB運営協議会に支出している。B会館は、兵庫県（以下「県」という。）の県民交流広場事業の実施施設でもあり、その事務局はB運営協議会に置かれている。県民交流広場としての拠点機能を発揮するため、平成30年度より、県民交流広場を活用した地域力の強化事業（以下「地域力強化事業」という。）として、県の予算において備品の更新や購入に対する補助がなされており、B会館においても当該事業により複数の備品が購入されている。しかしながら、B運営協議会の収支決算書の附属備品確認報告書には、県民交流広場

事業で購入した備品（以下「県事業備品」という。）の記載がない。これらの県事業備品については、B運営協議会の備品ではないにもかかわらず、B運営協議会に県民交流広場の事務局が置かれているため、地域への貸出しや保管等の管理については、B運営協議会が担っている。このことから、県民交流広場の活動に係る費用に、市のB負担金を充てていることになるため、市がB運営協議会にB負担金を支出することは問題である。

ウ 市は、C会館の管理に関し、C会館運営協議会（以下「C運営協議会」という。）と覚書（以下「C覚書」という。）を締結しており、C負担金として、年額1,690,000円をC運営協議会に支出している。C地区については、加入世帯が極端に少ない町内会があるなど、町内会の運営が適正になされていないことから、地域住民がC会館を公平に使用できていないと思われるため、適正な運営がなされていないC運営協議会に市がC負担金を支出することは問題である。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件貸付契約を有償貸付に変更すること及び有償貸付にした場合における貸付料（令和5年度分）の請求
- ・ A負担金、B負担金及びC負担金の返還

#### 4 監査の実施

##### (1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

##### ア 本件貸付契約における無償貸付について

市がA運営協議会との本件貸付契約を解除せず、A会館の無償貸付を継続していることは違法又は不当であるか。

##### イ A負担金の支出について

市がA運営協議会にA負担金を支出したことは違法又は不当であるか。

##### ウ B負担金の支出について

市がB運営協議会にB負担金を支出したことは違法又は不当であるか。

エ C負担金の支出について

市がC運営協議会にC負担金を支出したことは違法又は不当であるか。

(2) 監査の対象部

市民協働部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年1月15日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

市民協働部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和6年1月15日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容などは次のとおりである。

ア 地区集会所について

地区集会所は、市又は県が所有している施設であり、各町内会が設置し、管理運営している集会施設（公会堂）とは異なる設置背景があり、市内に13か所設置されている。

市は、昭和25年6月に市制施行して以来、近隣町村を吸収合併し、市域を拡大するとともに、高度経済成長期には地理的特性から急激な宅地開発が進み、人口が増加して発展してきた歴史があり、吸収合併前の町村役場等の庁舎については、各地域における急激な住民サービスの低下を招かないよう、市役所本庁各課の取次業務を行う出張所や支所として存続させてきた。そのような中、行政の組織整備においては、電子機器の普及に伴うオンラインサービスの拡大により、住民に身近な窓口サービスの即時処理が可能となり、昭和60年度から市内全域に9か所の市民センターを順次整備してきた。このことに伴い、従前の住民サービスの拠点であった出張所の廃止統合を行い、旧出張所等の建物について行政財産の用途を廃止し、普通財産と位置付けた上で、原則として地域住民のコミュニテ

ィ活動、社会教育・福祉教育活動及び公共的団体の集会等の場として活用することで、地域コミュニティを醸成する拠点とするために、地区集会所として設置したもの等である。

#### イ 地区集会所の運営協議会について

地区集会所の運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、会館の管理運営を目的として設立され、住民のコミュニティ活動、社会教育活動、福祉教育活動、公共的団体の集会等の場として地区集会所を貸し出すなどの管理運営を行っている団体である。運営協議会の委員は、各地区の町内会連合会をはじめ、老人クラブ、消防団、少年団などの公共的団体等から推薦された者や社会教育推進員、福祉教育推進員、人権啓発推進員、民生委員・児童委員、保健衛生推進委員、補導委員などで構成されている。

このように、運営協議会は設置目的、事業内容、委員構成から、公共的団体であるとともに、地区集会所を適正に管理運営することにより、地区集会所を地域コミュニティ醸成の場として活用しているため、公益事業の用に供している。したがって、市は地域住民で構成された運営協議会と財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第22号。以下「条例」という。）第4条に基づき、普通財産貸付契約を締結し、普通財産である地区集会所を無償で貸し付けている。

なお、市は貸付に当たり、管理運営に要する経費の一部を負担金として運営協議会に支出している。

#### ウ 本件貸付契約について

##### （ア）A会館について

昭和63年4月のA市民センター開設に伴い、A町出張所を廃止し、行政財産の用途を廃止するとともに普通財産に位置付け、A会館と定めた上で、A運営協議会に無償で貸し付けている。なお、現在の貸付契約は、平成17年度に市内全ての地区集会所における普通財産貸付契約書を統一し、貸借解除の申出がない場合は同一条件をもって5か年延長することとした。

A会館の使用状況は、令和4年度1年間で町内会が61回1,107人、老人クラブが15回603人、民生児童委員協議会が53回2,096人、A運営協議会が1回8人、その他が750回8,700人の合計880回12,514人が使用しており、令和5年度11月末日までの使用状況は、町内会が45回821人、老人クラブが8回360人、民生児童委員協議会が46回1,680人、A運営協議会が2回23人、その他が508回5,306人の合計609回8,190人が使用している。

なお、その他の内訳は、ヨーガ教室、キッズ空手、拳法、ゴム体操教室、詩吟、マインドフルネスヨガ、健康体操などである。

(イ) A運営協議会について

A会館を管理運営する組織としてA運営協議会が設立され、当初は各地区の町内会連合会長等を含む20名の委員が就任していたが、現在では6名の委員が就任している。また、事務員は2名雇用され、会館の管理、清掃及び会計処理等の事務や会館の使用受付、整理及び会館使用者の使用指導等に交替で従事している。

(ウ) A会館の使用許可について

A会館における使用許可の考え方については、市立A公民館に確認をするなど、加古川市立公民館使用許可基準を参考にしており、令和5年7月には使用に当たっての説明を全ての使用団体に行い、登録団体の申請を受理し、A運営協議会の会長が申請内容を確認している。ただし、公の施設である社会教育施設（公民館）の許可基準を参考にはしているが、全く同一の許可基準ではなく、住民の福祉の向上に供するもので、反社会的な活動や特定の宗教を支持するような団体でなければ、社会教育活動や地域福祉活動などを実施する団体が必要経費として参加費用を徴することは、社会通念上許される範囲と思われる。

なお、A運営協議会が自主的な運営を行っているため、地域の実情に応じた貸館の基準が積み重なっており、定期的に教室を開催する団体に対して年間を通じた予約や減免基準を定めている。それが既得権となり、本件貸付契約書第2条に規定される地区集会所の用と異なると判断するものではない。

A会館を地区集会所としてA運営協議会に対し無償貸付しているのは、地域コミュニティを醸成する場の提供であり、地域住民の福祉の向上に資する目的をもって低廉な使用料で貸室を提供する施策である。以上のとおり、A運営協議会はA会館を本件貸付契約書第2条の地区集会所の用に供しているため、本件貸付契約を有償貸付に変更すること及び有償貸付にした場合における貸付料を請求する必要はない。

#### エ 運営協議会負担金について

地区集会所は、地域住民のコミュニティ活動、社会教育活動及び公共的団体等の集会の場としての使用に供して市民のコミュニティ形成を図っていることから、市は運営協議会と覚書を締結し、施設の管理運営に要する経費の一部を負担金として運営協議会に一律に支出しており、運営協議会における歳出総額は、いずれも負担金を上回っている状況である。

覚書に記載の管理業務は、施設の点検、貸室の予約受付、使用料の徴収、鍵の貸出し、清掃、備品の貸出し及びそれらに付随する業務である。

市が負担金を支出しているため、事業年度終了後2か月以内に運営状況の報告を求め、収支決算書、集会施設利用状況調、集会施設管理人雇用関係報告書、運営協議会委員役員名簿、附属備品確認報告書、積立金収支決算書（以下これらを「収支決算書等」という。）が提出されている。収支決算書の収入科目は、負担金、使用料、雑入であり、支出科目は人件費、賃金、需用費、修繕費、通信運搬費、委託料、使用料、備品購入費、積立金に分けられている。

#### オ 運営協議会負担金の支出について

##### (ア) A負担金について

令和4年度分のA会館運営協議会負担金（以下「a負担金」という。）の支出については、令和4年4月1日付けでA覚書を締結、同日付けで請求書を受理し、4月20日に1,690,000円の支出を行っている。事業年度終了後の令和5年5月10日付けで収支決算書等を受領しており、適正に管理運営されていることを確認している。



A負担金の支出については、令和5年4月1日付けでA覚書を締結、同日付けで請求書を受領し、4月21日に1,690,000円の支出を行っている。事業年度終了後に収支決算書等を受領し、内容を確認する予定である。

以上のことから、A会館はA運営協議会により適正に管理運営されており、A負担金の返還を求める必要はない。

(イ) B負担金について

B会館については、昭和61年4月にD市民センターが開設したことに伴い、同日付けで行政事務の取次ぎを担っていたE出張所を廃止し、行政財産の用途を廃止するとともに普通財産に位置付け、地区の住民で構成されたB運営協議会に無償で貸し付けている。

令和4年度分のB会館運営協議会負担金（以下「b負担金」という。）の支出については、令和4年4月1日付けでB覚書を締結、4月11日付けで請求書を受領し、4月26日に1,690,000円の支出を行っている。事業年度終了後の令和5年5月15日付けで収支決算書等を受領しており、適正に管理運営されていることを確認している。

B負担金の支出については、令和5年4月1日付けでB覚書を締結、4月11日付けで請求書を受領し、4月24日に1,690,000円の支出を行っている。事業年度終了後に収支決算書等を受領し、内容を確認する予定である。

県民交流広場事業とは、県が平成16年度から平成29年度まで、社会の成熟化や少子高齢化が進む中、身近な生活の場での参画と協働によるコミュニティづくりを目的として、地域のコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民による手作りの活動を応援する事業である。補助対象団体として、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、各種グループ等で構成された住民組織である地域推進委員会に対し、地域活動の拠点の整備費や活動費を補助金として交付した。申請団体については、既存の団体も対象であったため、運営協議会等を補助申請者として申請を行った地域や運営協議会等を地域推進委員会として申請を行った地域があり、地域推進委員会は運営協議会等と実質的に同一の組織である。また、平成30年度から令和3年度まで、

過去に県民交流広場事業の補助を受けた団体を対象に、地域力強化事業として県民交流広場の拠点機能を発揮するための備品の更新や購入に対する補助事業が実施された。

E町内会連合会では、県民交流広場の新規採択に向け、E町内会連合会地域推進委員会（以下「E推進委員会」という。）を平成23年1月1日に設立した。E推進委員会は、E町内会連合会をはじめ、エリア内の民生委員・児童委員、社会教育推進員、小学校区人権・同和教育協議会、小学校PTAで構成されている。

B運営協議会は、地区内の関係団体から推薦された6名をもって構成する団体で、B会館の管理運営を行っている。市では、B運営協議会に対し、事業年度終了後に収支決算書等の報告を求めており、そのうち附属備品確認報告書については、市から貸与した備品のみを報告の対象にしている。

E推進委員会は、県民交流広場の趣旨である「身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場」の整備に注力し、備品の購入を行ったものであり、県事業備品をE地区の地域住民のコミュニティ活動の拠点であるB会館において、市から貸与した備品と併せて活用しており、B覚書の管理業務の範囲内に県事業備品の管理も含まれている。

以上のことから、B会館はB運営協議会により適正に管理運営されており、B負担金の返還を求める必要はない。

#### (ウ) C負担金について

C地区については、地区内の住宅開発の進展に伴い、地域住民の人口が急増したため、C地区町内会連合会からC地区全体の拠点及び集会施設の設置に関する要望があり、地域住民相互の交流を図り、地域のコミュニティの増進に寄与する目的をもってC会館が完成した。

市は、地域の町内会長等12名の委員で構成されているC運営協議会とC覚書を締結し、C会館の管理運営に必要な経費の一部として1,690,000円の負担金を支出している。

令和4年度分のC会館運営協議会負担金（以下「c負担金」という。）の支出については、令和4年4月1日付けでC覚書を締結、4月11日付けで請求

書を受領し、4月28日に1,690,000円の支出を行っている。事業年度終了後の令和5年4月24日付けで収支決算書等を受領しており、適正に管理運営されていることを確認している。

C負担金の支出については、令和5年4月1日付けでC覚書を締結、7月26日付けで請求書を受領し、8月7日に1,690,000円の支出を行っている。事業年度終了後に収支決算書等を受領し、内容を確認する予定である。

市では、C運営協議会に対し、事業年度終了後に収支決算書等の報告を求めており、そのうち附属備品確認報告書については、市から貸与した備品のみを報告の対象としている。なお、県事業備品については、C会館において市の備品台帳とは別の台帳を作成し、適正に管理を行っている。

なお、町内会に加入していない地域住民がC会館を使用することについては、地域の団体等と使用料の減免割合に一部違いはあるものの、貸出しが可能である。

以上のことから、C会館はC運営協議会により適正に管理運営されており、C負担金の返還を求める必要はない。

## 5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 山 本 賢 吾

加古川市監査委員 谷 真 康

## 6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認の上、判断した。

### (1) 本件貸付契約について

請求人は、市はA運営協議会がA会館を地区集会所の用に供していないため、本件貸付契約を有償貸付に変更すること及び有償貸付にした場合における貸付料の請求を求めている。これについては、市がA運営協議会との本件貸付契約を解除せず、無償貸付を継続していることが、違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

#### ア 普通財産の無償貸付について

市は、A運営協議会と本件貸付契約を締結し、普通財産であるA会館をA運営協議会に貸し付けており、本件貸付契約書第4条において、貸付料は無償とする規定している。

普通財産の無償貸付については、条例第4条において、「普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。」と規定されており、同条第1号において、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公共若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と規定されている。

#### イ A会館について

A会館は、昭和63年4月にA市民センターの開設に伴い、それまでA地域において住民サービスを行っていたA町出張所を廃止し、行政財産の用途を廃止するとともに普通財産に位置付け、地区集会所として設置されており、地域住民のコミュニティ活動、社会教育・福祉教育活動及び公共的団体の集会等の場として活用するなど、地域コミュニティを醸成する拠点であることを確認した。

#### ウ A運営協議会について

運営協議会は、地区集会所の管理運営を目的として設立され、住民のコミュニティ活動、社会教育活動、福祉教育活動、公共的団体の集会等の場として地区集会所を貸し出すなどの管理運営を行っている団体である。運営協議会の委員は、各地区の町内会連合会をはじめとして、老人クラブ、消防団、少年団などの公共的団体等から推薦された者や社会教育推進員、福祉教育推進員、人権啓発推進員、民生委員・児童委員、保健衛生推進委員、補導委員などで構成されている。

A運営協議会は、A会館を管理運営するための組織として、A町の各町内会連合会長等の6名の委員により、構成されていることを確認した。

行政実例（昭和24年1月13日、昭和34年12月16日）によれば、「公共的団体」であるかどうかについては、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよいとされている。

よって、A運営協議会は、設置目的、事業内容、委員構成等から、公共的団体であるといえる。また、A会館は、地域コミュニティを醸成する拠点であり、A運営協議会が、地域住民のコミュニティ活動、社会教育・福祉教育活動及び公共的団体の集会等の場として活用することは、公益事業の用に供するものと解される。したがって、市が条例に基づき、A会館をA運営協議会に無償で貸し付ける本件貸付契約を締結したことは適正であると判断する。

#### エ A会館の管理運営について

本件貸付契約書第2条において、A運営協議会は、貸付物件であるA会館を地区集会所の用に供するものとする規定され、第5条第3号において、この物件を第2条の目的以外に使用しないことと規定されている。

請求人は、営利を目的とする事業者等がA会館において事業を行うこと等は、公共用、公益事業に当たらず、A運営協議会が本件貸付契約書第5条第3号の規定に反し、A会館を地区集会所の用に供していないと主張している。

関係職員への調査により、A会館の貸室における予約の考え方については、A運営協議会が自主的な管理運営を行っていることから、これまで地域の実情に応じて調整が図られてきた貸館の基準が積み重なっており、定期的に教室を開催する団体に対しては、年間を通じた予約の考え方等が定められていることを確認した。しかしながら、それら地域の実情に応じて調整が図られてきた貸館の基準は、団体の既得権を認めるものではないことを確認した。

なお、A会館においては、一部の団体に年間を通じて貸し出している実態はあるが、個人による一時的な使用ではなく使用目的を明確にするなどの条件を満たせば、使用は可能であること及び定期的な使用の希望時間が他の使用団体と重複

するときは、年度ごとにA運営協議会において調整するなどの対応が可能であることを確認した。

また、A会館における使用許可の考え方については、加古川市立公民館使用許可基準を参考にしており、令和5年7月に全ての使用団体へ使用に係る説明を行い、登録団体としての申請書を受理し、A運営協議会の会長が申請内容を確認していることを確認した。なお、公の施設に位置付けられている市立公民館等の社会教育施設の許可基準を参考にはしているが、全く同一の許可基準とはしておらず、A運営協議会において使用許可の判断をすることとされており、専ら営利を目的とする団体が、営業活動等で使用する場合等は認められないが、住民の福祉の向上に供するものであり、反社会的な活動や特定の宗教を支持するような団体でなければ許可されていることを確認した。

このように、A会館の管理運営については、本件貸付契約の相手方であるA運営協議会において定めることとなっており、地区集会所の用に供することを逸脱したものでなければ、自主的な運営ができることを確認した。

また、市は、A会館の管理運営に要する経費の一部をA負担金としてA運営協議会に支出しているが、A負担金のみでは、A会館の管理運営はできないため、A会館の使用料収入と合わせて管理運営することを前提にしている。これらの収入はA運営協議会を構成する各町内会や団体に分配されるものではなく、余剰金が発生した場合は積み立て、次年度以降の修繕等に充てられるなど、全てA会館の管理運営に活用されていることを確認した。

よって、A運営協議会が、住民の福祉の向上に供するもので、反社会的な活動や特定の宗教を支持するような団体以外にA会館を貸し出し、使用料収入を得ることは、A会館の低廉な使用料の設定やA会館の持続的な運営につながるなど、結果として地域住民に利益が還元されていると考えられるため、A運営協議会はA会館を地区集会所として公益事業の用に供しているといえる。

以上のことから、市がA運営協議会との本件貸付契約を解除せず、A会館の無償貸付を継続していることは、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## (2) A負担金について

請求人は、A運営協議会はA会館を地区集会所の用に供していないこと等から、A負担金の返還を求めている。これについては、A負担金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

### ア A覚書について

A覚書には、市がA負担金を支出していることから、事業年度終了後2か月以内に運営状況の報告を求めることが規定されており、報告の内容として、収支決算書等が提出されている。

なお、収支決算書の収入科目に記載する事項は、負担金、使用料、雑入であり、支出科目に記載する事項は、人件費、賃金、需用費、修繕費、通信運搬費、委託料、使用料、備品購入費、積立金である。収支決算書に記載する収支の範囲は、市の負担金である1,690,000円を含む地区集会所の管理運営に要する経費全体を記載することとしている。また、A覚書に記載の管理業務は、施設の点検、貸室の予約受付、使用料の徴収、鍵の貸出し、清掃、備品の貸出し及びそれらに付随する業務であることを確認した。

### イ A負担金の支出について

関係職員への調査の結果、A負担金について次のとおり事実を確認した。

(ア) 市は令和4年4月1日付けでA運営協議会とA覚書を締結した。

(イ) 令和4年4月1日付けでA運営協議会から請求書が提出された。

(ウ) 市は令和4年4月20日に1,690,000円をA運営協議会の口座に振込みをした。

(エ) 令和5年5月10日付けでA運営協議会から収支決算書等が提出され、市は令和4年度においてA会館が適正に管理運営されていることを確認した。

また、関係職員への調査の結果、A負担金について次のとおり事実を確認した。

(オ) 市は令和5年4月1日付けでA運営協議会とA覚書を締結した。

(カ) 令和5年4月1日付けでA運営協議会から請求書が提出された。

(キ) 市は令和5年4月21日に1,690,000円をA運営協議会の口座に振込みをした。

なお、令和5年度においても、事業年度終了後2か月以内に、収支決算書等を受領し、A会館の管理運営状況を確認する予定であることを確認した。

(1) 及び(2)のとおり、A会館はA運営協議会により適正に管理運営されており、A負担金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

### (3) B負担金について

請求人は、B会館は県民交流広場事業の実施施設でもあり、その事務局はB運営協議会に置かれているため、県事業備品の地域への貸出しや保管等の管理についてはB運営協議会が担っており、県民交流広場事業に係る費用にB負担金を充てていることになることから、B負担金の返還を求めている。これについては、B負担金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

#### ア B会館及びB運営協議会について

B会館は、昭和61年4月のD市民センター開設に伴い、E出張所を廃止し、行政財産の用途を廃止するとともに普通財産に位置付けて設置された地区集会所である。

B会館を管理運営するため、地区内の関係団体から推薦された6名の委員で構成するB運営協議会が設立され、市はB運営協議会とB会館に係る普通財産貸付契約を締結し、無償で貸し付けている。

また、市はB運営協議会との間に、B会館の管理に係るB覚書を締結し、B会館の管理運営に要する経費の一部として、B負担金を支出している。なお、B覚書の内容は、6(2)アで記載したA覚書と同様である。

#### イ B会館における県民交流広場事業について

関係職員への調査により、県民交流広場事業とは、県が平成16年度から平成29年度まで、身近な生活の場での参画と協働によるコミュニティづくりを目的



として、地域のコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる住民による手作りの活動を応援することを目的として実施した事業であり、地域活動の拠点の整備費や活動費を補助金として交付していたことを確認した。補助対象の団体としては、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、各種グループ等で構成された住民組織である地域推進委員会が対象であり、県から示された県民交流広場活用の手引きに、地域推進委員会の名称が例示されていたこと、会計を別団体のものとして明確に区分しておく必要があったことなどの理由から、地域推進委員会を組織して申請を行った。なお、地域における既存の団体も対象であったことから、運営協議会等を補助申請者として申請を行った地域や運営協議会等を地域推進委員会として申請を行った地域があり、地域推進委員会は運営協議会等と実質的に同一の組織であることを確認した。

E地区においては、県民交流広場事業の新規採択に向け、E町内会連合会をはじめ、民生委員・児童委員、社会教育推進員、小学校区人権・同和教育協議会、小学校PTAで構成されているE推進委員会が平成23年1月1日に設立されている。

なお、本請求の対象であるB会館における県事業備品については、過去に県民交流広場事業の補助を受けた団体を対象として、平成30年度から令和3年度まで、地域力強化事業として、県民交流広場の拠点機能を発揮するための備品の更新や購入に対する補助事業が実施されたものである。

#### ウ B会館の管理業務の範囲について

請求人は、B会館における県事業備品について、B会館の附属備品確認報告書にはその記載がないにもかかわらず、地域への貸出しや保管等の管理についてはB運営協議会が担っているため、県民交流広場の活動に係る費用にB負担金を充てていることは問題であると主張している。

関係職員への調査により、県事業備品については、県の補助事業であることから他の備品と区分して独立した管理を求められていたため、B会館において市の備品台帳とは別に県事業備品に係る管理台帳及び貸出簿を作成し、管理が行われていることを確認した。

また、E推進委員会は、県民交流広場事業の趣旨である「身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場」の整備に注力し、備品の購入を行ったものであり、その県事業備品をE地区の地域住民のコミュニティ活動の拠点であるB会館において、市から貸与した備品と併せて活用しており、B覚書に記載の管理業務には、県事業備品の貸出しや保管等の管理も含まれていることを確認した。

よって、県民交流広場事業の目的と地区集会所の設置目的は、いずれも地域コミュニティの醸成であり、目的は同一であると解せられることから、E推進委員会と実質的に同一の組織であるB運営協議会が県民交流広場事業の実施施設でもあるB会館において行っている県事業備品の貸出しや保管等の管理業務は、地域住民相互の交流を図り、地域住民の福祉の向上に資することを目的として設置されたB会館の管理業務に含まれると解することは不合理とはいえ、B運営協議会が県民交流広場の活動に係る費用にB負担金を充てていることに問題はないと考える。

#### エ B負担金の支出について

関係職員への調査の結果、b負担金について次のとおり事実を確認した。

(ア) 市は令和4年4月1日付けでB運営協議会とB覚書を締結した。

(イ) 令和4年4月11日付けでB運営協議会から請求書が提出された。

(ウ) 市は令和4年4月26日に1,690,000円をB運営協議会の口座に振込みをした。

(エ) 令和5年5月15日付けでB運営協議会から収支決算書等が提出され、市は令和4年度においてB会館が適正に管理運営されていることを確認した。

また、関係職員への調査の結果、B負担金について次のとおり事実を確認した。

(オ) 市は令和5年4月1日付けでB運営協議会とB覚書を締結した。

(カ) 令和5年4月11日付けでB運営協議会から請求書が提出された。

(キ) 市は令和5年4月24日に1,690,000円をB運営協議会の口座に振込みをした。

なお、令和5年度においても、事業年度終了後2か月以内に、収支決算書等を受領し、B会館の管理運営状況を確認する予定であることを確認した。

以上のことから、B会館はB運営協議会により適正に管理運営されており、B負担金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

#### (4) C負担金について

請求人は、C地区については、加入世帯が極端に少ない町内会があるなど、町内会の運営が適正になされていないことから、地域住民がC会館を公平に使用できていないと思われるため、適正な運営がなされていないC運営協議会に、市がC負担金を支出することは問題であることから、C負担金の返還を求めている。これについては、C負担金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

##### ア C会館及びC運営協議会について

関係職員への調査により、C地区は、地区内の住宅開発の進展に伴い人口が増したことにより、C地区町内会連合会から、C地区全体の拠点及び集会施設の設置に関する要望があり、地域住民相互の交流を図り、地域のコミュニティの増進に寄与するため地区集会所としてC会館が設置されたことを確認した。

なお、C会館を管理運営するため、地域の町内会長等12名の委員で構成するC運営協議会が設立され、市はC運営協議会との間に、C会館の管理に係るC覚書を締結し、C会館の管理運営に要する経費の一部として、C負担金を支出していることを確認した。なお、C覚書の内容は、6(2)アで記載したA覚書と同様である。

##### イ C会館の管理運営について

関係職員への調査により、C会館の運営及び使用に関することについては、C運営協議会の規則において定められていることを確認した。

また、町内会に加入していない地域住民がC会館を使用することについては、地域の団体等と使用料の減免割合に一部違いはあるものの、貸出しが可能である

ことを確認した。

ウ C負担金の支出について

関係職員への調査の結果、c負担金について次のとおり事実を確認した。

(ア) 市は令和4年4月1日付けでC運営協議会与C覚書を締結した。

(イ) 令和4年4月11日付けでC運営協議会から請求書が提出された。

(ウ) 市は令和4年4月28日に1,690,000円をC運営協議会の口座に振込みをした。

(エ) 令和5年4月24日付けでC運営協議会から収支決算書等が提出され、市は令和4年度においてC会館が適正に管理運営されていることを確認した。

また、関係職員への調査の結果、C負担金について次のとおり事実を確認した。

(オ) 市は令和5年4月1日付けでC運営協議会与C覚書を締結した。

(カ) 令和5年7月26日付けでC運営協議会から請求書が提出された。

(キ) 市は令和5年8月7日に1,690,000円をC運営協議会の口座に振込みをした。

なお、令和5年度においても、事業年度終了後2か月以内に、収支決算書等を受領し、C会館の管理運営状況を確認する予定であることを確認した。

以上のことから、C会館はC運営協議会により適正に管理運営されており、C負担金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

- (1) 市は、運営協議会に附属備品確認報告書の提出を求めているが、その報告対象は市から貸与した備品のみであり、県事業備品等は報告対象にしていない。しかしながら、地区集会所において、県事業備品等を市から貸与した備品と併せて活用している場合、覚書に記載の地区集会所の管理業務には、県事業備品等の貸出しや保管

等の管理も含まれていると解せられるため、県事業備品等についても、市から貸与した備品と区分した形で、附属備品確認報告書に記載されたい。

- (2) 現在、市が運営協議会と締結している地区集会所に係る普通財産貸付契約については、平成17年度に普通財産貸付契約書が統一され、貸付期間が満了する3か月前までに市又は運営協議会から貸借解除の申出がない場合は、同一条件をもって更に5年間延長すると規定されている。しかしながら、平成17年度の普通財産貸付契約締結以来、契約内容が変更されることなく延長されてきたため、現在の普通財産貸付契約書には、暴力団排除に関する事項の記載がない。

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）等の規定に基づき、契約書に必要事項を記載するとともに、その他契約内容と現在の運用に齟齬が生じていないかを精査されたい。